平成２５年（フ）第１４号
岡山県倉敷市宮前405番地３ドミール西口Ａ202
債務者　田中　清司
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第３号
北海道北見市美芳町10丁目１番20号　イースマイル１号
債務者　羽柴　道美
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第８号
福島県大沼郡昭和村大字喰丸字上台947番地、前住所東京都葛飾区東四つ木２丁目２番22―708号　レクセル四つ木
債務者　羽田　智幸
1　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第９号
福島県大沼郡昭和村大字喰丸字上台947番地、前住所東京都葛飾区東四つ木２丁目２番22―708号　レクセル四つ木
債務者　羽田　有子（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字千代田甲662番地　五十嵐住宅、前住所福島県耶麻郡猪苗代町字菖蒲田3743番地10
債務者　槻本　和枝（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第２９６号
群馬県高崎市並榎町531番地１　ホーユーパレス高崎並榎407号
債務者　菊池　　司
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１８３７号
埼玉県上尾市緑丘３丁目３番48号
債務者　山田　祐司
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８２号
さいたま市見沼区春野１丁目９番１―403号
債務者　古田　幸子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８４号
埼玉県川口市朝日４丁目８番21号　レオパレスｅｃｌａｔ102号
債務者　森谷　一広
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８号
さいたま市大宮区三橋２丁目579番地２、旧住所さいたま市西区大字指扇領別所360番地
債務者　飯山　隆春
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２６号
埼玉県春日部市南４丁目22番18号　パラシオン205
債務者　佐々木　孝
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
埼玉県春日部市小渕2085番地１
債務者　井上　一義
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
埼玉県草加市原町１丁目19番２号
債務者　高見澤紀美江
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
埼玉県三郷市栄１丁目230番地　コーポ小林101
債務者　大橋　桂治
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目20番11―604号
債務者　松谷　友善
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３８号
埼玉県富士見市大字水子4505番地　第１山田ハイツ208
債務者　齊藤　幸子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４０号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞１丁目15番22号
債務者　飯田　壌二
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部